

第14号

社会福祉事業経営者のみなさまへ

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensenjigyo】

平成27年9月30日発行

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

FAX 044-739-8737

E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

【相談方法】

- ①悩みがあったら連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)。
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)。
- ③面談・訪問相談も可能です。(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



☆研修会情報☆①

経営改善支援事業主催

定員40名(先着)

参加無料

- テーマ： 新会計基準の理解とおさらい～完全移行半年後の「今」訊くポイント～
- 日時： 平成27年10月23日(金) 14時～16時
- 場所： 川崎市総合福祉センター 6階研修室A・B
- 講師： 株式会社福祉総研 松本和也氏(当事業の経営相談担当)
- 対象： 市社協会員社会福祉施設 事務経理担当、施設長、役員
- 申込： 9月17日(木)から10月9日(金)までに上記連絡先へ

※事務局より各法人様宛にご案内済みです



☆研修会情報☆②

施設部会研修会

定員50名(先着)

参加無料

- テーマ： 第1部：マイナンバー制度の概要と社会福祉施設に求められる対応
第2部：川崎市でのマイナンバー制度の導入に向けた動き(仮)
- 日時： 平成27年10月29日(木) 14時～16時半
- 場所： JAセレサ川崎 中原支店 4階会議室
- 講師： 社会保険労務士法人 人財総研 社会保険労務士 安岡 知子 氏/川崎市ICT推進課職員(予定)
- 対象： 市社協会員社会福祉施設(高齢者・保育・障害・児童養護等)の施設長、総務・人事・経理等の人事管理に携わる職員
- 申込： 9月29日(火)午前9時から10月16日(金)午後4時までに『施設部会担当』へ
電話：739-8717 / FAX：739-8737

～社会福祉法人制度改革のゆくえ～

みなさん、こんにちは。平成27年度の2回目となる第6回では、今話題の「社会福祉法改正」について、ご紹介します。(以下の記載内容は、9月初日現在です)

第189回国会については、連日安保関連のニュースだけがクローズアップされていますが、一方で今後社会福祉法人の経営に大きな影響を及ぼすことが予想される「社会福祉法の改正」の審議が進んでおり、すでに7月31日に衆議院を通過しました。

社会福祉法人制度改革に至る経緯は、概ね次のようなものです。平成18年の公益法人制度改革の後、平成26年に規制改革実施計画が閣議決定されました。さらに同年7月に厚労省の「社会福祉法人の在り方に関する検討会」が意見を取りまとめ、平成27年2月12日には社会保障審議会福祉部会が「社会福祉法人制度改革について」(報告書)を公表しました。そして同年3月9日には厚労省社会・援護局主管課長会議で今後の対応方針が示され、今般の法改正はこれらの流れに基づく内容になっています。

この改正案において、社会福祉法人制度改革のポイントとしては、次の5項目が挙げられています。

- (1) 経営組織のガバナンスの強化
- (2) 事業運営の透明性の向上
- (3) 財務規律の強化
(適正かつ公正な支出管理・内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)
- (4) 地域における公益的な取組を実施する責務
- (5) 行政の関与の在り方

(1) 経営組織のガバナンスの強化

これまでの社会福祉法人における、理事会とその諮問機関である評議員会、そして監査を行う監事、という位置づけが変わります。

① 役員の数と任期

現在の社会福祉法人においては、理事6名以上、監事2名以上が選任されなければなりません。しかし、実は現行の社会福祉法では“理事3名以上、監事1名以上”と定められており、理事6名以上、監事2名以上の定数は厚労省通知において法人認可の実務上の要件(定款準則)として定められているに過ぎません。今般の改正社会福祉法では、これらが法定化されます。

また、理事・監事の任期は現在2年ですが、改正法では“選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで”とされます。このことによって、新任の理事や評議員が自分の関与しなかった時期の決算を審議する不合理が解消されます。

② 評議員の定数と任期

現在、介護保険事業や保育所のみ（一時預かり事業や病児保育事業を行う保育所を含む）を行う法人には、評議員会の設置が義務付けられていません。また、評議員会を設置する場合の評議員の定数は“理事定数の2倍を超える数”とされ、理事が6名の場合は評議員は13名以上とされていますが、評議員と理事の兼任が認められています。なお、評議員は役員に含まれません。

改正法では、評議員の定数は理事定数を超える数とされ、理事が6名の場合の評議員の定数は7名以上となります。しかし評議員と理事の兼任は認められず、評議員と理事の親族関係も認められません。

評議員の任期は2年ではなく4年または6年ですが、任期の終期に関する考え方は理事の場合と同様で、“選任後4年（または6年）以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで”とされます。

なお、小規模法人については評議員を4名とする経過措置が検討されていますが、「小規模法人」の定義は現在のところまだ明らかにされていません。

③ 理事会と評議員会の関係

これまでの評議員会は理事会の諮問機関でしたが、今後の評議員会は法人の最高議決機関となります。これにともない、理事や監事、会計監査人の選任・解任の権限も評議員会が持つこととなります。

④ 会計監査人

一定規模以上の法人には、会計監査人を設置することが法定化されます。このときの規模の判定としては、現在のところ収益10億円以上、または負債20億円以上とされるようですが、将来的に収益を7億円以上に下げること併せて検討されています。

一定規模以上に該当する法人については、公認会計士または監査法人の法定監査が義務付けられますが、社会福祉法人に精通した公認会計士がどの程度いるのか、数百万円に上るとみられる監査費用をどのようにして捻出するのか（公的補助はあるのか）、数十人日と言われる監査の法人側の業務負担はどの程度か、など、検討課題があるのも事実です。

(2) 事業運営の透明性の向上

現在も社会福祉法人の情報公開は積極的に進められようとしていますが、財務諸表などに加えて、さらなる情報公開として「役員報酬基準」などが閲覧対象とされ、閲覧請求は拒否できないこととされます。

(3) 財務規律の強化

① 適正かつ公正な支出管理

現況報告書の内容を追加して閲覧対象とされます。役員報酬総額は公表対象とされ、個別の役員報酬は報告義務を課されます。一般にこれまでの「役員報酬」の認識にはあくまで“役員報酬”のみが含まれ、施設長などの職員としての給与は含まれていませんでした。しかし今回の役員報酬総額・個別の役員報酬には、施設長などの職員としての給与額も含まれます。

また、現在会計基準における注記「関連当事者取引」では、記載対象が“年間1千万円超”の場合に限られていましたが、“年間百万円超”に引き下げられます。

② 内部留保の明確化

改正法案では

貸借対照表における「純資産」－「控除対象財産額」

(社会福祉事業用不動産・事業再生産必要財産・必要な運転資金) = 「再投下財産額」

とし、内部留保額を明確化することとしています。このときの「控除対象財産額」の定義については、今後厚生労働省令等で示されることになるようです。また国が用意するガイドラインにしたがって、用途を明記した財産目録及び「控除対象財産計算書」を作成して所轄庁に毎年度提出することになるようです。

③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

②で算出した「再投下財産額」のある法人には「再投下計画」（社会福祉事業・公益事業の新規実施・拡充の計画）の作成を義務付けられます。この「再投下計画」は、評議員会の承認を得て、公認会計士・税理士の確認書を付して所轄庁の承認を得ることとされるようです。

社会福祉法人の組織は今後大きく変化していくことでしょう。法人経営に最終的な責任を有するのは評議員会となり、理事会及び理事長の業務執行を監視する立場になりますので、現在理事長にある方の今後のスタンスの取り方はなかなか難しいものになるかも知れません。また社会福祉法人の財産状態の把握や、役員への特別の利益供与などへの監視が強化されることにより、法人経営のすべてが白日のもとにさらされることになるでしょう。

これまでの社会福祉法人は、昭和26年という戦後間もない時期に制定された社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき、“質の高い福祉サービスを提供すること”に常に注力してきました。そして現在の我が国の社会福祉における大きな役割を担ったのが社会福祉法人であったことは、紛れのない事実です。しかしこれからの社会福祉法人の経営は、サービスの質のみならず、評議員、会計監査人、そして監督官庁や国民からの監視を常に意識し、すべての情報公開に耐える経営を確保していくことが必要不可欠になっていきます。

これからの法人経営を想像しながら、一緒にこれからの社会福祉法の行方を見守っていきましょう。

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。
全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

今までの**あるある相談コーナー**では

- 第1回 リース会計について
- 第2回 旧会計基準「支払資金」
- 第3回 新会計基準「支払資金」
- 第4回 新会計基準「給食用材料」
- 第5回 社会福祉法人 内部留保と情報公開
についてお届けしてきました。

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 福祉部 施設・団体事業推進課内 経営改善支援事業 担当